一般国道359号

砺波東バイパス

概 要

砺波東バイパスは、砺波市芹谷（せりだに）～同市高道（たかんど）間延長6.1㎞のバイパスです。

一般国道359号は、富山県富山市と石川県金沢市を結ぶ重要な幹線道路として大きな役割を担っています。

しかし、当該事業区間では、冬期における路肩堆雪により、大型車両のすれ違いに支障が生じることや、車道を歩かざるを得ない歩行者等、通行環境が悪化するとともに、歩行者にとっては危険な状況にさらされています。また、急カーブや道路幅員が狭隘な区間があり、「人対車両」、「正面衝突」、「車両単独」などの、重大事故の発生割合が高くなっています。さらに、昭和13年に架橋された老朽橋の太田橋では、平成9年の豪雨で急流河川である庄川の出水により橋脚部が洗掘され、倒壊の恐れから通行止めが発生しています。

砺波東バイパスの整備により、現道の急カーブ区間や狭隘区間の解消、冬期交通障害の解消が図られ、災害時の迂回解消を含む走行時間短縮や災害による被害の回避、地域住民の不安解消等の効果が期待されます。

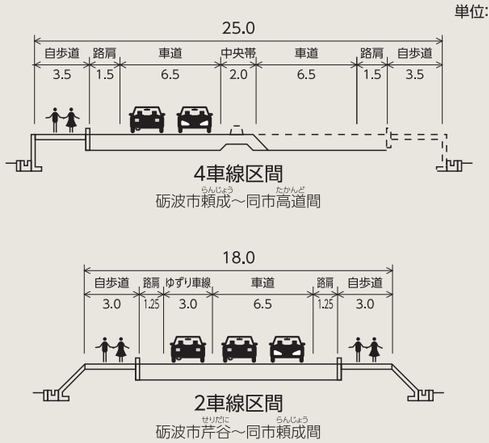
本事業は、本来の道路管理者である富山県に代わり、「直轄権限代行」により国が事業を実施しています。

目 的

◎急カーブ区間、道路幅員狭隘区間の解消
◎冬期間の路肩堆雪による交通障害の解消
◎老朽橋梁（太田橋）の代替路確保 など

標準断面図

単位:m




路肩の堆雪により車道を歩く歩行者


堆雪時の大型車のすれ違い状況


急カーブ区間を走行する車両

事業経緯

平成 4 年度	都市計画決定
平成 9 年度	事業化（直轄権限代行）
平成 9 年度	用地買収着手
平成10年度	工事着手
平成12年度	砺波市矢木（やぎ）～同市高道（たかんど）間　延長1.10㎞（暫定2車線）
平成15年度	砺波市久泉（ひさいずみ）～同市矢木（やぎ）間　延長1.23㎞（暫定2車線）
平成21年度	砺波市頼成（らんじょう）～同市久泉（ひさいずみ）間　延長2.14㎞（暫定2車線）

計画諸元

起点・終点	砺波市芹谷（せりだに）～砺波市高道（たかんど）
延　　長	6.1㎞
道路の区分	第3種第2級
設計速度	60㎞/h
道路幅員	25.0m 3.5＋1.5＋6.5＋2.0＋6.5＋1.5＋3.5 18.0m 3.0＋1.25＋3.0＋6.5＋1.25＋3.0
目　　的	幹線ネットワークの充実強化 地域の活性化

平成29年3月作成

一般国道359号

砺波東バイパス

（となみひがしバイパス）





国土交通省　北陸地方整備局
富山河川国道事務所
〒930-8537 富山市奥田新町2番1号
TEL:076-443-4701㈹
http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/

砺波東バイパス平面図

砺波東バイパス　延長 6.1km

H21まで暫定２車線供用　延長 4.5km

延長 1.6km

(終)砺波市高道

(起)砺波市芹谷

北陸自動車道

高岡砺波スマートIC

出町跨線橋
延長 160m

砺波市役所

(仮)いかるぎの大橋
延長 420m

となみ野大橋
延長 409m

砺波市頼成

砺波I.C

T'15=23,661台/24h
T'10=24,533台/24h

T'15=6,326台/24h
T'10=9,353台/24h

T'15=6,115台/24h
T'10=5,379台/24h

T'15=9,391台/24h
T'10=6,440台/24h

高岡市　砺波市

至 小矢部市

至 富山市

1：25,000

0　500　1,000　1,500

凡	例
一般国道(直轄)	第一種低層住居専用地域
一般国道(事務所改築区間)	第二種低層住居専用地域
一般国道(直轄外)	第一種中高層住居専用地域
一般国道自動車専用道路(供用区間)	第二種中高層住居専用地域
主要地方道	第一種住居地域
一般県道	第二種住居地域
高速自動車道	準住居地域
都市計画道路	近隣商業地域
市町村界	商業地域
道の駅	準工業地域
T'15 平成27年度 道路交通センサス	工業地域
T'10 平成22年度 道路交通センサス	工業専用地域
指定なし(特殊地域)	都市計画公園及び緑地

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号　平28北複、第43号)　第三者が複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。